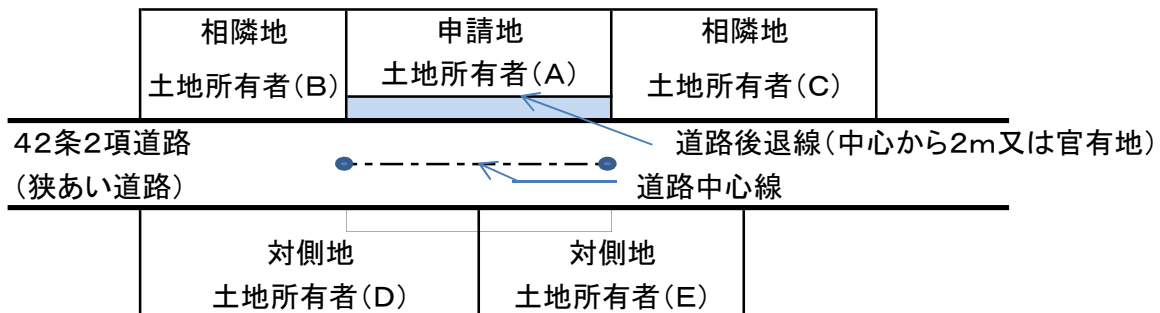


参 考 資 料

(道路後退部分を寄付する場合の一般的な流れ)

- 1 狭あい道路事前協議
↓ 2週間程度 (更に時間を要する場合があります。)
- 2 狭あい道路事前協議済通知書
↓ 1週間後以降
- 3 道路中心立会 ※1
- 4 道路後退線を確定する為の測量 ※2
↓ 2~4ヶ月 (更に時間を要する場合があります。)
- 5 道路後退部分の分筆
- 6 道路後退部分の抵当権抹消 ※3
- 7 所有権移転(土地所有者から富士市へ) ※4
- 8 道路後退部分の工事 ※5

- ※1 (1) 建築主又は、代理人は関係する相隣対側の権利者と中心立会日の調整を行い建築指導課へ連絡してください。(土、日、祭日を除く、午前9時から午後4時)
 (2) 立会いがかさなる事があるので、事前に建築指導課へ空いている日時を確認してください。
 (3) 立会いの事前準備が必要なため、一週間以上前に連絡してください。



- ※2 (1) 道路後退部分を確定する測量を行いません。場所にもよりますが、通常約2~4ヶ月かかります。
 (道路後退部分を確定するのに必要な、官民境界・民民境界の確認)
 (2) 道路敷、水路敷が後退線以上にある場合は、官有地までが後退線となります。
 官有地の払い下げ(取得)を希望する場合は、建設総務課等、関係部署と協議してください。
 (3) 測量が終わり、関係権利者から道路中心線・周囲境界の承諾の印をもらって確定となります。
- ※3 道路後退部分を寄付していただける場合、寄付する筆に抵当権等がある場合は抵当権の抹消を金融機関に依頼してください。
- ※4 道路後退部分の工作物等の撤去・移転・新設工事が終わり、道路工事に着手できる状態を確認できたら道路後退部分の所有権移転を行いません。建築指導課までご連絡ください。
- ※5 (1) 市が行う道路工事(舗装等)と建築主が行う外構工事(ブロック・フェンス等)において手戻り等が生じないよう、実施工の調整・打合せを施工前に行うため、建築指導課までご連絡ください。
 (2) 外構工事を先に行なう場合は、外構工事が終わったら道路工事を行いません。
 (3) 道路後退部分にある下水公共柵・水道メーターは建築指導課で移設(延伸)できます。
 外構工事に着手する前に市と協議してください。
 (4) 外構工事は助成金申請に係わってきますので、必ず施工前に市と協議してください。